

ふるさと納税による住民税の優遇措置

村田町企画財政課財務班

・住民税の優遇措置

1月1日から12月31日までの間に都道府県または市区町村へ寄付をした寄附金のうち、2,000円を超える部分について一定限度額まで、寄附をした年分の所得税及び寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割から控除を受けることができます。

寄附の翌年度分の住民税について、税額控除を受けられます。

◆おおよその減税額計算式

①所得税の所得控除額

$$\text{（寄附金額} - 2,000 \text{円）} \times \text{所得税率（0\%} \sim 45\% \text{）}$$

※ただし、控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の40%です。

②個人住民税所得割額からの税額控除額

$$\text{住民税減税額} = A + B$$

$$A \quad \text{（寄附金額（※1）} - 2,000 \text{円）} \times 10\%$$

$$B \quad \text{（寄附金額（※1）} - 2,000 \text{円）} \times \text{（90\%} - \text{所得税率（0\%} \sim 45\% \text{））}$$

※ AとBを合わせた金額が寄附をした翌年度の個人住民税所得割額から控除されます。ただし、控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。また、Bの金額は寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割額の2割が上限となります。

◆注意事項

- ① 総所得金額等の30%が上限です。
- ② 所得税率とは、寄附をした年分の所得税の確定申告で提供された税率をいいます。
また平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となります。
- ③ 詳しくは、[総務省のホームページ](#)をご覧ください。